

足立区特定地域型保育事業者(家庭的保育事業者)

指導検査基準(令和8年4月1日適用)

足立区教育委員会

指導検査評価基準

評価区分	指導形態	内 容
C	文書指摘	子ども・子育て支援法及び児童福祉法(以下「支援法等」)関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、違反の内容が軽微である場合、改善中の場合及び特別な事情により改善が遅延している場合など文書指導と するに至らない場合は「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	支援法等関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。
A	助言	「文書指摘」又は「口頭指導」に該当しない場合は、水準向上等のための「助言」を行う。

運 營 編

目 次

1 児童の入所状況		4 勤務状況	
(1) 契約書の作成・保有	1	(1) 均等な待遇の確保	6
(2) 内容及び手続の説明及び同意	1	(2) 勤務状況の帳簿の整備	6
(3) 正当な理由のない提供拒否の禁止	2	5 職員給与等の状況	
(4) あっせん、調整及び要請に対する協力	2	(1) 本俸・諸手当	7
(5) 利益供与等の禁止	2	(2) 労災保険	7
(6) 支給認定	2	6 職員健康診断	7
2 基本方針及び組織		7 職員研修	8
(1) 福祉サービスの基本的理念	2	8 建物設備等の管理	
(2) 個人情報保護	2	(1) 建物設備の状況	8
(3) 秘密保持	3	(2) 建物設備の安全、衛生	9
(4) 苦情解決	3	9 災害対策の状況	
(5) 事業の運営についての重要事項に関する規程 (兼運営規定)	3	(1) 防火対策	9
(6) 特定地域型保育施設に係る必要な事項の記録 (業務日誌)	4	(2) 防災訓練等	9
(7) 記録の整備及び保存	4	(3) 保安設備	10
(8) 電磁的記録等	4	(4) 安全対策	10
3 職員の状況			
(1) 職員の資格保有	5		
(2) 採用、退職	6		
(3) 関連帳簿の整備	6		

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
3	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
4	平成26年9月30日条例第54号「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」	区条例
5	平成26年9月30日条例第55号「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
6	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」	社会福祉法
7	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
8	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
9	昭和47年7月1日法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	均等法
10	平成15年5月30日法律第57号「個人情報保護に関する法律」	個人情報保護法
11	昭和22年4月7日法律第50号「労働者災害補償保険法」	労働者災害補償保険法
12	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
13	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
14	平成10年10月2日法律第114号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」	感染症法

No.	関係法令及び通知等	略称
15	平成10年12月28日厚生省令第99号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」	感染症法施行規則
16	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
17	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
18	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
19	昭和24年6月4日法律第193号「水防法」	水防法
20	昭和37年3月31日東京都条例第65号「火災予防条例」	火災予防条例
21	令和5年10月12日雇均発第1012第3号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」	雇均発第1012第3号通知
22	平成25年6月18日基発第0618第4号「職場における腰痛予防対策の推進について」	基発第0618第4号通知
23	昭和55年1月16日社施第5号「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」	社施第5号通知
24	昭和48年4月13日社施第59号「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」	社施第59号通知
25	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
26	「足立区家庭的保育事業実施要綱」(令和6年7月9日最終改正)	区家庭的要綱

家庭的 運営

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 児童の入所状況 (1) 契約書の作成・保有</p>	<p>家庭的保育事業者は、児童を保育するときは、下記に掲げる事項を内容を含む入所契約を保護者等との間で年度ごとに締結することとする。契約書は2通作成し、当事者双方で各1通保管するものとする。</p> <p>《必要事項》 ① 入所する児童の氏名、生年月日 ② 保護者等の氏名、住所 ③ 契約期間および保育時間 ④ 利用者負担額 ⑤ その他保育の提供に当たり必要な事項</p>	<p>1 児童を保育する時は、必要事項を内容を含む入所契約書を2通作成し、双方で各1通保管しているか。</p>	<p>(1) 区家庭的要綱第9条</p>	<p>(1) 契約書を2通作成していない。 (2) 契約書を双方で保管していない。 (3) 必要事項①から⑤のうち、不足している項目がある。</p>	<p>A A A</p>
<p>(2) 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、区運営基準条例第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、区運営基準条例第42条に規定する連携施設の種類の概要、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、区運営基準条例第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用申込者からの申出があった場合には、区運営基準条例第38条第1項の規定による文書の交付に代えて、区運営基準条例第38条第2項で準用する第5条第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定地域型保育事業者は、当該文書を交付したものとみなす。（以下省略）</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、区運営基準条例第38条第2項で準用する第5条第2項の規定により、区運営基準条例第38条第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 区運営基準条例第38条第2項で準用する第5条第2項各号に規定する方法のうち特定地域型保育事業者が使用するもの (2) ファイルへの記録の方式</p> <p>4 区運営基準条例第38条第2項で準用する第5条第5項の規定による承諾を得た特定地域型保育事業者は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があったときは、当該利用申込者に対し、区運営基準条例第38条第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び区運営基準条例第38条第2項で準用する第5条第5項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。</p>	<p>1 運営規程（重要事項）を交付して説明し、同意を得ているか。</p> <p>1 利用申込者の承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供しているか。</p> <p>1 電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、用いる電磁的方法の種類及び内容を保護者等に示した上で、文書または電磁的方法による承諾を得ているか。</p> <p>1 保護者等から電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があった場合でも電磁的方法により重要事項の提供を行っているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第38条1</p> <p>(1) 区運営基準条例第38条2で準用する第5条2</p> <p>(1) 区運営基準条例第38条2で準用する第5条5</p> <p>(1) 区運営基準条例第38条2で準用する第5条6</p>	<p>(1) 重要事項を交付して説明をしていない、又は特定地域型保育の提供の開始について同意を得ていない。</p> <p>(1) 利用申込者の承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供していない。</p> <p>(1) 電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、用いる電磁的方法の種類及び内容を保護者等に示した上で、文書または電磁的方法による承諾を得ていない。</p> <p>(1) 保護者等から電磁的方法による提供を受けない旨の申し出があった場合でも電磁的方法により重要事項の提供を行っている。</p>	<p>C C C C</p>

家庭的 運営

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 正当な理由のない提供拒否の禁止	保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	1 正当な理由なく受け入れを拒んでいないか。	(1) 区運営基準条例第39条	(1) 正当な理由なく拒んでいる。	C
(4) あっせん、調整及び要請に対する協力	区が行うあっせん、調整及び要請に協力しなければならない。	1 区が行うあっせん、調整及び要請に協力しているか。	(1) 区運営基準条例第40条	(1) 協力していない。	C
(5) 利益供与等の禁止	特定地域型保育事業者は、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 また特定地域型保育事業者は、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。	1 関与者に対して利益供与又は関与者から利益收受を行っていないか。	(1) 区運営基準条例第50条で準用する第29条	(1) 利益供与又は利益收受している。	C
(6) 支給認定	1 受給資格等の確認 必要に応じて、保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、子どもの該当する子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確かめるものとする。 なお区から送付されるリストでの確認でよい。 2 保護者に関する区への通知 保護者が偽りその他不正行為によって地域型保育給付費の支給を受け又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して区に通知しなければならない。	1 必要に応じて、支給認定証を確認しているか。	(1) 区運営基準条例第50条で準用する第8条	(1) 確認していない。	C
		1 利用者の状況に関して、区に適切に報告しているか。	(1) 区運営基準条例第50条で準用する第19条	(1) 報告していない。	C
2 基本方針及び組織					
(1) 福祉サービスの基本的理念	1 職員に対し、国籍、信条又は社会的身分等を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。 2 福祉サービスは個人の尊厳の保持を旨とし、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならず、サービスの提供に当たっては、利用者の意向を十分に尊重するよう努めなければならない。	1 職員に対し国籍、社会的身分等により差別的な扱いをしたり、信条等を強制したりしていないか。 1 利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めているか。	(1) 労働基準法第3条 (1) 社会福祉法第3条、第5条	(1) 国籍、社会的身分等により差別的扱いをしたり、信条等を強制している。 (1) 利用者の立場に立った福祉サービスの提供に努めていない。	C C
(2) 個人情報保護	事業者が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。 ① 利用目的をできる限り特定すること。 ② 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること。 ③ 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 ④ 個人情報漏えいの防止及び漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 ⑤ 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 ⑥ 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	(1) 保育所保育指針第1章1(5)ウ、第4章1(2)イ (2) 個人情報保護に関する法律第15条～第33条	(1) 適切な措置を講じていない。 (2) 措置が不十分である。	B A

家庭的 運営

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 秘密保持	<p>施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 施設は、職員であった者が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><必要な措置(例)> ・ 規程等の整備 ・ 雇用時の取決め等</p>	1 施設は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	(1) 区条例第20条 (2) 区運営基準条例第50条で準用する第27条	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 措置が不十分である。	C B
(4) 苦情解決	<p>1 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する子ども又は保護者その他の当該子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>	<p>1 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ① 苦情相談処理簿を用意しているか。 ② 苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>1 苦情の内容を記録しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(5)ウ (2) 区条例第21条 (3) 区運営基準条例第50条で準用する第30条1</p> <p>(1) 区運営基準条例第50条で準用する第30条2</p>	(1) 苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じていない。 (2) 苦情に迅速かつ適切に対応するための措置が不十分である。	C B
(5) 事業の運営についての重要事項に関する規程(兼運営規程)	<p>1 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(兼運営規程)を定めておかなければならない。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥ 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 ⑦ 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>1 重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>1 施設の見やすい場所に運営規程の概要、その他重要事項の掲示を行っているか。 2 電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、公衆の閲覧に供しているか。</p>	<p>(1) 区条例第18条 (2) 区運営基準条例第46条</p> <p>(1) 区運営基準条例第50条で準用する第23条 (1) 区運営基準条例第50条で準用する第23条</p>	(1) 重要事項に関する規程を定めていない。 (2) 重要事項に関する規定①から⑪の内、不足している項目がある。	C B
				(1) 施設の見やすい場所に掲示していない。	C
				(1) 電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により、公衆の閲覧に供していない。	C

家庭的 運営

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 特定地域型保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)	<p>特定地域型保育事業者は、保育の提供を行った際は、提供日、内容その他の必要な事項を記録しなければならない。 施設の状況を的確に把握するため、特定地域型保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。 施設長が日々の施設運営上重要と認めることを記録する。 <例> 職員及び児童の出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等</p>	<p>1 特定地域型保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)を適切に作成しているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第50条で準用する第12条</p>	<p>(1) 特定地域型保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)が未作成である。 (2) 特定地域型保育施設に係る必要な事項の記録(業務日誌)の内容が不十分である。</p>	<p>C B</p>
(7) 記録の整備及び保存	<p>特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定こどもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる計画及び記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ① 保育の提供に当たっての計画 ② 保育に係る必要な事項の記録 ③ 区への通知記録 ④ 苦情内容等の記録 ⑤ 事故状況及び処置の記録</p>	<p>1 備えておくべき記録が整備されているか。また、5年間保存しているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例49条2</p>	<p>(1) 備えておくべき記録を整備・保存していない。 (2) 備えておくべき記録を整備・保存が不十分である。</p>	<p>C B</p>
(8) 電磁的記録等	<p>特定地域型保育事業者は記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。(区運営基準条例第62条1)</p> <p>特定地域型保育事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、区運営基準条例第62条第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定地域型保育事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。 (1)電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p>				

家庭的 運営

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(2)電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調整するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>1 区運営基準条例第62条第2項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、区運営基準条例第62条第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 (1)区運営基準条例第62条第2項各号に規定する方法のうち特定地域型保育事業者が使用するもの (2)ファイルへの記録の方式</p> <p>3 区運営基準条例第62条第4項の規定による承諾を得た特定地域型保育事業者は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び2の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>1 ファイルへ記録を出力し、文書を作成することができるか。</p> <p>1 利用申込者に対して、電磁的方法の種類及び内容を示しているか。</p> <p>2 利用申込者から文書又は電磁的方法により承諾を得ているか。</p> <p>1 利用申込者から文書又は電磁的方法で申出があったときは、記載事項の提供又は同意の取得を電磁的方法ではなく、書面により行っているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第62条3、6</p> <p>(1) 区運営基準条例第62条4、6</p> <p>(1) 区運営基準条例第62条4、6</p> <p>(1) 区運営基準条例第62条5、6</p>	<p>(1) 電磁的方法により記載事項を交付又は同意を得ようとする場合に、利用申込者がファイルへ記録を出力できない。</p> <p>(1) 利用申込者に対して、電磁的方法の種類及び内容を示していない。</p> <p>(1) 利用申込者から文書又は電磁的方法により承諾を得ていない。</p> <p>(1) 利用申込者から文書又は電磁的方法で申出があったにもかかわらず、記載事項の提供又は同意の取得を書面ではなく電磁的方法で行っている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>3 職員の状況 (1) 職員の資格保有</p>	<p>1 家庭的保育者の資格 家庭的保育者は、下記要件を満たす者であること。 区長が行う研修(区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 ① 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 ② 児童福祉法第18条の5各号及び児童福祉法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>満25歳以上で、満65歳に達した日以後最初の3月31日に達していない、心身の健全な者であること。ただし、区が認めた場合は、満68歳に達した日以後の最初の3月31日を迎えるまでは保育を行うことができる。この場合、家庭的保育事業の認可申請日において満25歳以上満62歳以下である者とする。</p> <p>2 補助者の要件 下記要件を満たせば、保育に係る補助者を雇用することができる。 ① 補助者は満25歳から満68歳までの者(満68歳に達した年度の3月31日までの者を含む。)で保育に関する知識を有し、熱意のある者とする。 ② 家庭的保育事業者の指示を受けて保育に従事するものとする。</p>	<p>1 家庭的保育者の要件を満たしているか。</p> <p>1 雇用している補助者は、要件を満たしているか。</p>	<p>(1) 区条例第23条2 (2) 区家庭的要綱第4条、第6条</p> <p>(1) 区家庭的要綱第15条</p>	<p>(1) 家庭的保育者の要件を満たしていない。</p> <p>(1) 補助者の要件を満たしていない。</p>	<p>C</p> <p>A</p>

家庭的 運営

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 採用、退職	<p>1 事業主は、募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。</p> <p>2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。</p> <p>① 労働契約の期間に関する事項 ② 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む) ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む) ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 ⑥ 退職に関する事項(解雇の事由を含む)</p> <p>上記の事項については、必ず明示しなければならない。また昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示する必要がある。</p>	<p>1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。</p> <p>1 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。</p>	<p>(1) 均等法第5条</p> <p>(1) 労働基準法第15条1 (2) 労働基準法施行規則第5条</p>	<p>(1) 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。</p> <p>(1) 採用時に労働条件の明示がない。 (2) 採用時に労働条件の明示が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>A</p>
(3) 関連帳簿の整備	<p>補助者の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。なお、記載事項を満たしていれば様式は問わず、他の帳簿とあわせて調製しても可。</p> <p>(1) 履歴書 (2) 労働者名簿 <記載事項> ①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類 ⑦雇入れ年月日 ⑧退職年月日及びその理由 ⑨死亡年月日及びその原因等 (3) 資格証明書(認定又は登録補助者証の写し等)</p>	<p>1 関連帳簿を整備しているか。</p>	<p>(1) 区条例19条 (2) 区運営基準条例49条 (3) 労働基準法第107条、第109条 (4) 労働基準法施行規則第53条、第59条の2</p>	<p>(1) 関連帳簿を整備していない。 (2) 関連帳簿の整備が不十分である。 (3) 関連帳簿を保存していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
4 勤務状況 (1) 均等な待遇の確保	<p>1 事業主は、労働者の配置、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>2 事業主は、女性労働者が母子健康法による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。 また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。</p> <p>1 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。 また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 均等法第6条～第9条</p> <p>(1) 均等法第12条、第13条</p>	<p>(1) 性別による差別的取扱いをしている。</p> <p>(1) 保健指導等を受けるための時間を確保していない。 (2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(2) 勤務状況の帳簿の整備	<p>補助者の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出勤・退勤に関するもの(タイムカード) ・ 出張(外出)に関するもの ・ 所定時間外勤務に関するもの ・ 休暇取得に関するもの 等 	<p>1 勤務関連帳簿を整備しているか。</p>	<p>(1) 区条例第19条 (2) 区運営基準条例第49条1 (3) 労働基準法第109条 (4) 労働基準法施行規則第24条の7</p>	<p>(1) 勤務に関する帳簿を整備していない。 (2) 勤務に関する帳簿の一部が整備されていない。又は記録の内容に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

家庭的 運営

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5 職員給与等の状況 (1) 本俸・諸手当	職員の給与については、適正に支給することが必須である。	1 給与は適正に支給されているか。	(1) 労働基準法第15条、第24条～第28条、第37条、第89条	(1) 本俸・諸手当を規程どおり支給していない。 (2) 昇給及び昇格を規程どおりに行っていない。 (3) 適正な給与水準となっていない。	B B B
(2) 労災保険	労働者を使用する事業は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与するため、労災保険に加入しなければならない。	1 労災保険への加入は適切か。	(1) 労働者災害補償保険法第1条	(1) 労災保険に加入していない。	B
6 職員健康診断	<p>家庭的保育事業者は区条例第17条第4項に規定する特に注意を払う健康診断として、年1回以上健康診断及び細菌検査を受診しなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者は、当該利用乳幼児の食事を調理する者又は保育を補助する者を雇用する際、雇用され、保育の業務に従事しようとする前及び年1回以上健康診断及び細菌検査を実施しなければならない。</p> <p>定期健康診断は必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。また、夜間業務に従事する職員の場合には6か月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。</p> <p>なお、1年以上使用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の4分の3以上の者についても同様に行うこと。</p> <p>1 結核診断の結果結核の発病のおそれがある者に対して、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査を行うこと。</p> <p>2 健康診断個人票を作成して、これを5年保存すること。</p> <p>3 腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期的に医師による腰痛の健康診断を実施することが望ましい。</p> <p>※雇入時健康診断項目</p> <p>① 既往歴・業務歴、自覚症状・他覚症状、血圧、尿検査</p> <p>② 身長、体重、視力、聴力</p> <p>③ 腹囲、胸部X線、貧血(色素量・赤血球数)、肝機能AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)、血中脂質(LDLコレステロール)、(HDLコレステロール)、中性脂肪(血清トリグリセライド)、血糖(HbA1cでも可)、心電図</p>	<p>1 健康診断を適切に実施しているか。</p> <p>1 結果の記録を作成・保存しているか。</p>	<p>(1) 区条例第17条4</p> <p>(2) 労働安全衛生法第66条</p> <p>(3) 労働安全衛生規則第43条～第45条</p> <p>(4) 感染症法第53条の2</p> <p>(5) 感染症法施行規則第27条の2</p> <p>(6) 雇均発第1012第3号通知11(4)ト</p> <p>(7) 基発第0618第4号通知</p> <p>(8) 区家庭的要綱第3条</p> <p>(1) 労働安全衛生規則第51条</p>	<p>(1) 健康診断が未実施である。</p> <p>(2) 調理・調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。</p> <p>(3) 健康診断の未受診者がいる。 (※労働安全衛生法第66条の対象にならない補助者の場合はA)</p> <p>(4) 健康診断の実施方法、周期、項目が不適切である。</p> <p>(1) 健康診断実施記録の整備が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

家庭的 運営

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
7 職員研修	<p>家庭的保育事業者は、家庭的保育者の資質の向上のため、区が指定した事務説明会及び研修会に参加しなければならない。なお、研修は家庭的保育事業者のみならず、補助者についても受けることが望ましい。</p> <p>① 職員に対し、体系的な研修計画(施設内研修、施設外研修)が立てられていること。 ② 職員の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。 ③ 研修終了後、報告をさせ、不参加の職員にも研修内容を周知させること。 ④ 研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。</p> <p>※ 家庭的保育事業者は、休止の期間中であっても、区が指定した事務説明会及び研修等に参加しなければならない。</p>	<p>1 研修に参加しているか。</p> <p>2 研修計画を立てているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第5章3、4 (2) 区条例第9条 (3) 区条例第25条 (4) 区運営基準条例第44条 (5) 区家庭的要綱第16条</p> <p>(1) 保育所保育指針第5章3、4 (2) 区条例第25条 (3) 区運営基準条例第44条</p>	<p>(1) 研修に参加していない。 (2) 研修の機会が公平に与えられていない。</p> <p>(1) 研修計画が立てられていない。 (2) 研修計画の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
8 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	<p>1 下記に規定する家庭的保育事業者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次に掲げる要件を満たすものとして、区長が認める場所で実施するものとする。(区条例)</p> <p>① 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 ② 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。 ③ 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設定を有すること。 ④ 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 ⑤ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)があること。 ⑥ ⑤に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。 ⑦ 火災報知器及び消火器を設置する。</p> <p>2 上記1のほか、下記事項を守らなければならない。(区家庭的要綱)</p> <p>① 保育室は、1階又は2階に有することとする。ただし、集合住宅の場合は、この限りでない。 ② 犬、猫、鳥、うさぎその他のペットを、家庭的保育事業を行う建物(共同住宅にあつては住戸)内において飼育(一時的な預かりその他これに類すると区が認める行為を含む。)していないこと。ただし、児童の健康に影響を及ぼすおそれがないと区が認めたときは、この限りでない。 ③ 区及び保護者との連絡のため、電話及びファックスを設置すること。</p>	<p>1 構造設備が基準を満たしているか。</p>	<p>(1) 区条例第22条 (2) 区家庭的要綱第11条</p>	<p>(1) 構造、設備が基準を満たしていない。</p>	<p>C</p>

家庭的 運営

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 建物設備の安全、衛生	<p>1 施設の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p> <p>具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。</p> <p>そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。</p> <p>2 施設を利用している者の使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 構造設備に危険な箇所はないか。</p> <p>2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。</p> <p>1 保育室、便所等設備が清潔であるか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(1)</p> <p>(2) 区条例第5条6</p> <p>(3) 区条例第25条</p> <p>(4) 区運営基準条例第44条</p>	<p>(1) 構造設備に危険な箇所がある。</p> <p>(2) 備品が損傷して危険である。</p> <p>(3) 危険物が放置されている。</p> <p>(4) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。</p> <p>(1) 採光・換気等が悪い。</p> <p>(1) 衛生上、著しく問題がある。</p> <p>(2) 衛生管理が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
9 災害対策の状況 (1) 防火対策	<p>カーテン、敷物等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。</p>	<p>1 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。</p>	<p>(1) 消防法第8条の3</p> <p>(2) 消防法施行令第4条の3</p> <p>(3) 消防法施行規則第4条の3</p>	<p>(1) カーテン、絨毯等が防災性能を有していない。</p>	B
(2) 防災訓練等	<p>1 家庭的保育事業者は避難及び消火に対する訓練を、少なくとも毎月1回行わなければならない。</p> <p>① 避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること(図上訓練は含まない)。</p> <p>② 非常災害に対する具体的な計画に沿った訓練が定期的に行われること。</p> <p>③ 訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。</p> <p>なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引渡し訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。また、保護者が帰宅困難になった場合に備え、安否確認手段等の体制を整えること。</p> <p>2 実施状況の記録は、実地の反省及び今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。</p> <p>訓練方法については、実効ある訓練を確保する見地から、災害発生の想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが惰性的なものにならないようにする。</p> <p>なお、原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。</p> <p>3 区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区長に報告しなければならない。</p> <p>4 区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、水害に対する訓練を実施し、その結果を区長に報告しなければならない。</p>	<p>1 避難・消火訓練を毎月実施しているか。</p> <p>2 地震想定訓練を実施しているか。</p> <p>1 訓練結果の記録を整備しているか。</p> <p>1 避難確保計画を作成し、区長に報告しているか。</p> <p>1 避難確保計画で定めるところにより、水害に対する訓練を実施し、区長に報告しているか。</p>	<p>(1) 区条例第7条</p> <p>(2) 消防法施行令第3条の2第2項</p> <p>(1) 社施第5号通知</p> <p>(1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項</p> <p>(2) 火災予防条例第55条の4第2項</p> <p>(1) 水防法第15条の3第1項、第2項</p> <p>(1) 水防法第15条の3第5項</p>	<p>(1) 避難及び消火訓練を実施していない月がある。</p> <p>(2) 実施方法が不適切である。</p> <p>(1) 地震想定訓練を実施していない。</p> <p>(1) 訓練記録が整備されていない。</p> <p>(2) 訓練記録が不十分である。</p> <p>(1) 避難確保計画を作成していない。</p> <p>(2) 区長に報告していない。</p> <p>(1) 避難確保計画で定めるところにより、水害に対する訓練を実施していない。</p> <p>(2) 区長に報告していない。</p>	<p>C</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

家庭的 運営

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 保安設備	<p>1 非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p> <p>3 消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備に対する日常的な点検を怠らないようにすること。</p>	<p>1 非常口その他非常災害に必要な設備を設けているか。</p> <p>2 非常災害に対する具体的な計画をたてているか。</p>	<p>(1) 区条例第7条</p>	<p>(1) 設備を設けていない。</p> <p>(1) 非常災害に対する具体的な計画を立てていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>
		<p>1 火災報知器及び消火器を設置しているか。消火器の使用期限が切れていないか。</p>	<p>(1) 区条例第22条(7)</p>	<p>(1) 未設置である。</p> <p>(2) 整備が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
		<p>1 消防用設備等の自主点検をしているか。また、点検後の不良箇所を改善しているか。</p>	<p>(1) 消防法施行令第3条の2第2項 (2) 社施59号通知6</p>	<p>(1) 消防用設備等の自主点検をしていない。</p> <p>(2) 不良箇所の改善を行っていない。</p>	<p>A</p> <p>A</p>
(4) 安全対策	<p>家庭的保育事業者並びに補助者は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。</p> <p>外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。 ・ 施設設備面の安全確保を図り、点検する。 ・ 関係機関や地域との連携を図る。 <p>◎ 安全計画</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、上記の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>1 安全対策について、必要な措置を講じているか。</p> <p>2 安全計画を策定しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2) (2) 区条例第7条の2第1項 (3) 区条例第25条 (4) 区運営基準条例第44条 (5) 雇児総発第402号通知1、2</p> <p>(1) 区条例第7条の2第1項</p>	<p>(1) 安全対策について、必要な措置を講じていない。</p> <p>(2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。</p> <p>(1) 安全計画を策定していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
		<p>3 安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>(1) 区条例第7条の2第2項</p>	<p>(1) 安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施していない。</p>	<p>C</p>
		<p>4 保護者に対し、安全計画に基づく取組みの内容等について周知しているか。</p>	<p>(1) 区条例第7条の2第3項</p>	<p>(1) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない。</p>	<p>C</p>

保 育 編

目 次

1 保育の状況		
(1) 保育の基本原則	1	
(2) 人権の尊重	2	
(3) 養護に関する基本的事項	3	
(4) 全体的な計画の作成	3	
(5) 指導計画	3	
(6) 家庭的保育事業者の自己評価	5	
(7) 保育の体制	5	
(8) 整備すべき帳簿	5	
(9) 保護者とのコミュニケーション	6	
2 食事の提供の状況		
【給食の実施(自園調理)】		
(1) 献立業務	7	
(2) 食事の提供	7	
(3) 衛生管理	8	
【給食の実施(外部搬入・コンソーシアム)】		
(1) 食事の提供の特例	10	
(2) 食事の提供	10	
(3) 衛生管理	11	
3 健康・安全の状況		
(1) 児童健康診断	13	
(2) 健康状態の把握	13	
(3) 虐待等への対応	14	
(4) 疾病等への対応	14	
(5) 乳幼児突然死症候群の予防	15	
(6) 子どもの安全確保	16	
(7) 事故発生時の対応	18	

〔凡例〕

以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	平成24年8月22日法律第65条「子ども・子育て支援法」	支援法
3	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
4	平成26年9月30日条例第54号「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」	区条例
5	平成26年9月30日条例第55号「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
6	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
7	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
8	令和2年3月31日子母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	子母発0331第1号通知
9	平成20年3月7日雇児総発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通知
10	平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発0222001号通知
11	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
12	令和4年6月13日府子本第679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」	府子本第679通知
13	令和7年3月21日こ成安第45号、6教参学52号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	こ成安第45号通知
14	令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第44号通知

No.	関係法令及び通知等	略称
15	令和6年2月8日5福祉子保第3004号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底」	5福祉子保第3004号通知
16	令和7年3月31日6福祉子保第5649号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	6福祉子保第5649号通知
17	平成28年10月5日付28足教子入発第1352号決定「足立区家庭的保育事業実施要綱」	区家庭的要綱
18	令和7年3月25日6足教子幼発第4424号「保育施設における事故等の連絡について」	6足教子幼発第4424号通知
19	令和8年3月25日7足教子幼発第4359号「保育施設における事故等の連絡について」	7足教子幼発第4359号通知
20	令和4年10月5日4足教子指発第787号「保育施設における事故等の連絡及び緊急連絡先の報告について」	4足教子指発第787号通知
21	令和6年4月 家庭的保育(保育ママ)給食提供マニュアル	給食提供マニュアル
22	令和6年4月 家庭的保育(保育ママ)自園調理ガイドライン	自園調理ガイドライン
23	令和6年4月 家庭的保育(保育ママ)の手引き	保育ママの手引き

家庭的 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>1 保育の状況 (1) 保育の基本原則</p>	<p>【役割】 保育所※は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。(保育所保育指針)</p> <p>※ 家庭的保育事業は児童福祉法第6条3⑨の規定に基づいた児童福祉施設であり上記の「保育所」の表記「家庭的保育事業」と置き換える。</p> <p>保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。(保育所保育指針)</p> <p>家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。(区条例)</p> <p>【目標】 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。(保育所保育指針)</p> <p>保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。(保育所保育指針)</p> <p>家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。(区条例)</p> <p>【保育の方法】 保育の目標を達するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。(保育所保育指針)</p>	<p>1 保育の内容は適切か。</p> <p>① 一人一人の個人差や発達過程を踏まえ、きめ細やかな援助をしているか。</p> <p>② 子どもの気持ちに寄り添って受け止めているか。</p> <p>③ 子どもの欲求を理解して受け止めているか。</p> <p>④ 子どもの安心感や信頼感や情緒の安定に努めているか。</p> <p>⑤ 子どもが自発的に遊びだせるような環境設定がされているか。</p> <p>⑥ 家庭的保育者の言動が否定的になっていないか。等</p>	<p>(1) 支援法2条 (2) 保育所保育指針第1章、第2章 (3) 区条例第3条、第25条 (4) 区運営基準条例第3条1、2、第44条 (5) 区家庭的要綱第1条</p>	<p>(1) 保育の内容が適切でない。</p> <p>(2) 保育の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

家庭的 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>① 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。</p> <p>② 子どもの生活のリズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。</p> <p>③ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。</p> <p>④ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切に、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。</p> <p>⑤ 子どもが自発的・意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。</p> <p>⑥ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。</p>				
<p>(2) 人権の尊重 ア 人格を尊重した保育</p>	<p>保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育する。(以下省略)(保育所保育指針)</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。(区条例)</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしてはならない。(区条例)</p>	<p>1 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。</p> <p>① 子どもに対して一方的な思い込みや偏った見方をしていないか。</p> <p>② 呼び捨てやあだ名での声かけ、笑いにするような言葉、無視をする等の行為をしていないか。</p> <p>③ おむつ交換やトイレでの排泄、着替え、水あそび等の際は、裸のままていることのないよう配慮し、他者の視線を遮る工夫をしているか。</p> <p>④ 子どもに対して威圧的、命令的、否定的な言葉遣いをしていないか。</p> <p>⑤ 国籍、信条、社会的身分等によって差別的な扱いをしていないか。</p> <p>⑥ 外国籍などの家庭や配慮の必要な家庭には個別支援を行っているか。等</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア、2(2)イ(7)②、③</p> <p>(2) 区条例第5条1、第11条、第25条</p> <p>(3) 区運営基準条例第3条2、第44条</p>	<p>(1) 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。</p> <p>(2) 子ども一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<p>イ 虐待等の行為</p>	<p>家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為(下記に記載)その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(区条例)</p> <p>① 子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</p> <p>② 子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。</p>	<p>1 子どもに心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>① 食事中に眠くなった子どもを起こして無理やり食べさせていないか。</p> <p>② 子どもを管理するために体を抑える、腕を強く引っ張る等をしていないか。</p> <p>③ 保育者の言動は子どもに大きな影響を与えることを常に意識しているか。</p> <p>④ 暗い部屋に閉じ込めていないか。</p>	<p>(1) 児童福祉法第33条の10第1項</p> <p>(2) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア</p> <p>(3) 区条例第12条、第25条</p> <p>(4) 区運営基準条例第3条2、第44条</p> <p>(5) 児童虐待の防止等に関する法律第3条</p>	<p>(1) 子どもに心身に有害な影響を与える行為をしている。</p>	<p>C</p>

家庭的 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>③ 子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の子どもによる①、②又は④の行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。</p> <p>④ 子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	<p>⑤ 泣き叫ぶ子どもを放置したり、知らんぷりをしていないか。</p> <p>⑥ 眠くない子を無理やり寝かしつけていないか。等</p>			
(3) 養護に関する基本的事項	<p>保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。(保育所保育指針)</p> <p>家庭的保育事業者等を利用している乳児又は幼児が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。(一部省略)(区条例)</p>	<p>1 養護の内容は適切か。</p> <p>① 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関りを通して子どもの生理的欲求を満たしているか。</p> <p>② 一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもと継続的な信頼関係を築いているか。等</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章2 (2) 区条例第3条1、第25条 (3) 区運営基準条例第3条1、第44条</p>	<p>(1) 養護の内容が適切でない。</p> <p>(2) 養護の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(4) 全体的な計画の作成	<p>保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。(保育所保育指針)</p> <p>全体的計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。(保育所保育指針)</p>	<p>1 全体的な計画を作成しているか。</p> <p>・ 全体的な計画に家庭的保育事業者の目標が記載されているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(1) (2) 区条例第19条、第25条 (3) 区運営基準条例第44条、第49条2(1)</p>	<p>(1) 全体的な計画を作成していない。</p>	<p>C</p>
(5) 指導計画 ア 指導計画の作成	<p>保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。(保育所保育指針)</p> <p>指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。(保育所保育指針)</p> <p>一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。(保育所保育指針)</p>	<p>1 全体的な計画を踏まえて、月案及び週案を作成しているか。</p> <p>・ 長期(月案) ・ 短期(週案)</p> <p>① 月案・週案には「子どもの姿」「ねらいや」「生活と遊び」「保育者の援助等」「評価反省」が記入されているか。</p> <p>② パターン化した内容になっていないか。</p> <p>③ 季節の変化などを考慮しているか。</p> <p>④ 子どもの状況や家庭との連携が意識されているか。</p> <p>⑤ 記入漏れがないか。等</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2) (2) 区条例第19条、第25条 (3) 区運営基準条例第44条、第49条2(1)</p>	<p>(1) 月案及び週案を作成していない。</p> <p>(2) 月案及び週案の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

家庭的 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 作成上の留意事項	1 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。(保育所保育指針) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。(保育所保育指針)	1 個別的な指導計画を作成しているか。 ① 子どもの成育歴、心身の発達に応じた内容になっているか。 ② パターン化した内容になっていないか。等	(1) 保育所保育指針第1章3(2)イ(ア)、(ウ) (2) 区条例第25条 (3) 区運営基準条例第44条、第49条2(1)	(1) 個別的な指導計画を作成していない。 (2) 個別的な指導計画の内容が不十分である。	B B
	2 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。(保育所保育指針) 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。(保育所保育指針)	1 個人差に応じ、睡眠等の適切な休息に配慮しているか。 ① 一人一人の家庭環境が考慮されているか。 ② 個人差に配慮し、睡眠等の適切な休息が配慮された内容になっているか。等	(1) 保育所保育指針第1章3(2)エ、オ (2) 区条例第25条 (3) 区運営基準条例第44条	(1) 個人差に応じた睡眠等の適切な休息に配慮していない。 (2) 休息のために安全な環境を確保していない。	B B
ウ 指導計画の展開	1 指導計画の基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。(保育所保育指針) ① 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。 ② 子どもが行う具体的活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。 ③ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。 ④ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。	1 月案・週案のねらいや内容に沿った保育をしているか。 ① 子どもが自ら活動できるよう必要な援助を行っているか。 ② 子どもの情緒の安定や発達に必要な援助を行っているか。 ③ 子どもが豊かな体験が得られるように援助をしているか。 ④ 指導計画に基づく保育を実践し、振り返り、見直しているか(PDCAサイクル)。等	(1) 保育所保育指針第1章3(3)、(5) (2) 区条例第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 保育ママの手引き	(1) 月案や週案のねらいや内容に沿った保育が不十分である。	B
	2 特定地域型保育事業者は、保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。(区運営基準条例) ・ <u>保育日誌(連絡手帳の控え)</u> は、記録簿として最も重要なものである。 ・ <u>子どもの様子、状況、保護者への連絡等を記録する。</u> ・ <u>食事の量、排泄の状況、受託時間を記入する。</u> <u>参考「保育ママの手引き」</u>	1 <u>保育日誌(連絡手帳)</u> を記入しているか。 ① 食事、排泄、睡眠、体温、受託時間の記録があるか。 ② 一日の保育活動の状況の記録になっているか。 ③ 保護者に伝えにくい事項は複写後に追記しているか。等	(1) 保育所保育指針第1章3(3)エ (2) 区条例第19条、第25条 (3) 区運営基準条例第50条で準用する第12条、第44条 (4) 保育ママの手引き	(1) <u>保育日誌(連絡手帳)</u> を記入していない。 (2) <u>保育日誌(連絡手帳)</u> の内容が不十分である。	C B

家庭的 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 家庭的保育事業者の自己評価	<p>保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。（保育所保育指針）</p> <p>保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するように留意すること。（保育所保育指針）</p> <p>保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。（保育所保育指針）</p> <p>家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（区条例）</p>	<p>1 家庭的保育事業者としての自己評価を行っているか。</p> <p>① 「足立区教育・保育の質ガイドライン別冊 保育実践振り返りシート」を活用した自己評価をしているか。</p> <p>② 補助者と自己評価（保育の話し合い）をし、記録しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(4)7、イ(5)、第5章1</p> <p>(2) 区条例第5条3、第25条</p> <p>(3) 区運営基準条例第44条、第45条1</p>	<p>(1) 家庭的保育事業者の自己評価行っていない。</p>	C
(7) 保育の体制 ア 保育時間、開所時間	<p>家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるものとする。（区条例）</p> <p>開所日は、次に掲げる日を除く毎日とする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日</p> <p>(3) 年始（1月2日及び3日）</p> <p>(4) 年末（12月29日から31日まで）</p> <p>開所時間は、月曜日から土曜日までの午前7時30分から午後6時30分までの範囲とし、月曜日から金曜日までの午前8時から午後5時までは、開所しなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者は、開所時間の範囲内においては、児童の保育の利用を拒んではならない。（区家庭的要綱）</p>	<p>1 保育時間、開所・閉所時間が適切に定められているか。</p> <p>2 保護者の労働時間その他、家庭の状況等を含め、保育時間、開所・閉所時間を考慮しているか。</p> <p>3 合理的な理由によらず、家庭的保育事業者の都合で保育を拒んでいないか。</p>	<p>(1) 区条例第24条</p> <p>(2) 区家庭的要綱第8条</p> <p>(3) 保育ママの手引き</p> <p>(1) 区条例第24条</p> <p>(2) 区家庭的要綱第8条</p> <p>(3) 保育ママの手引き</p> <p>(1) 区家庭的要綱第8条3</p> <p>(2) 保育ママの手引き</p>	<p>(1) 保育時間、開所・閉所時間等が定められていない。</p> <p>(1) 保育時間、開所・閉所時間は保護者の労働時間及び家庭状況等を考慮していない。</p> <p>(1) 合理的な理由によらず家庭保育を依頼している。</p>	C C A
イ 家庭的保育補助者の配置	<p>家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。（区条例）</p>	<p>1 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。ただし、4人以上の場合は補助者とともに保育しているか。</p>	<p>(1) 区条例第23条3</p> <p>(2) 区家庭的要綱第10条</p> <p>(3) 保育ママの手引き</p>	<p>(1) 家庭的保育者1人で4人以上を保育している。</p>	C
(8) 整備すべき帳簿	<p>1 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支、保育の実施の状況及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。（区条例）</p> <p>特定地域型保育事業者は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。（区運営基準条例）</p>	<p>1 児童出欠表を作成しているか。</p> <p>・ 毎月作成しているか。</p> <p>【記録内容】</p> <p>・ 欠席の理由</p> <p>・ 保育開始及び終了時間 等</p>	<p>(1) 区条例第19条</p> <p>(2) 区運営基準条例第12条</p> <p>(3) 区家庭的要綱第13条(1)</p>	<p>(1) 児童出欠表を作成していない。</p> <p>(2) 児童出欠表の記録が不十分である。</p>	C B

家庭的 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育内容の見直しを行い、改善を図ること。（保育所保育指針）</p> <p>家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支、保育の実施の状況及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。（区条例）</p>	<p>1 児童票（発達経過記録等）を作成しているか。</p> <p>【記録内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育者の配慮や子どもの発達の姿を定期的に記録 ・ 健康記録への記載 等 	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(3)エ (2) 区条例第19条、第25条 (3) 区運営基準条例第44条</p>	<p>(1) 児童票（発達経過記録等）を作成していない。</p> <p>(2) 児童票（発達経過記録等）の記録内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(9) 保護者とのコミュニケーション	<p>1 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。（保育所保育指針）</p> <p>家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳幼児の健康状況及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。（区条例）</p> <p>2 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。（保育所保育指針）</p> <p>特定地域型保育事業者の職員は、現に保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。（区運営基準条例）</p>	<p>1 保護者への支援・相談・連絡の対応ができていないか。</p> <p>① 日頃から保護者と連絡をとっているか。</p> <p>② 保護者からの相談に応じているか。</p> <p>③ 保護者と保育者の間で連絡手帳や登降室時に子どもに関する情報の共有があるか。</p> <p>④ 家庭からの発信に応じているか。等</p> <p>1 緊急時の連絡体制は十分か。</p> <p>① 保護者と連絡体制を確認しているか。</p> <p>② 保護者に避難場所を周知しているか。等</p>	<p>(1) 保育所保育指針第2章1(3)エ、第3章1(3)ア、イ、ウ、第4章1、2 (2) 区条例第25条、第26条 (3) 区運営基準条例第44条、第50条で準用する第17条</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章1(1)イ、(3)ア、4(2)ウ (2) 区条例第25条 (3) 区運営基準条例第44条、第50条で準用する第18条 (4) 区家庭的要綱第11条(3)</p>	<p>(1) 保護者への支援・相談・連絡の対応ができていない。</p> <p>(2) 保護者への支援・相談・連絡の対応が不十分である。</p> <p>(1) 保護者と緊急時の連絡体制が出来ていない。</p> <p>(2) 保護者と緊急時の連絡体制が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
【給食の実施(自園調理)】					
2 食事の提供の状況 (1) 献立業務 ア 献立の作成及び内容	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。(区条例) 献立作成に当たっては、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れるように努めること。また、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮するとともに、子どもの食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すること。(子母発0331第1号通知)	1 献立は変化に富み子どもの発育・発達に合った栄養バランスの良い献立になっていることを所管課に確認しているか。 ① 献立は季節感、嗜好に考慮し、変化に富んだ内容になっているか。 ② 品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れるよう努めているか。 ③ 子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等に配慮しているか。等 2 献立は季節感、嗜好に考慮し、変化に富んだ内容になっているか。	(1) 区条例第15条2 (2) 子母発0331第1号通知 (1) 区条例第15条2 (2) 子母発0331第1号通知	(1) 献立は変化に富み子どもの発育・発達に合った栄養バランスの良い献立になっていることを所管に確認していない。 (1) 献立が季節感、嗜好に考慮し、変化に富んだ内容になっていない。	C B
イ 給食材料の用意	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等、食材又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。(区条例)	1 給食材料等を衛生的に管理しているか。 ① 品質が良質、新鮮であるか。 ② 可能な限り、添加物の少ないものか。 ③ 温度管理・品質保持に努めているか。等	(1) 区条例第14条1 (2) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 給食材料等を衛生的に管理していない。 (2) 給食材料等の衛生的な管理が不十分である。	C B
(2) 食事の提供 ア 食事の調理方法	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。(区条例)	1 食事は設備の整った事業所内で調理しているか。 ① 決められた調理設備があるか。(冷蔵庫、冷凍庫、電子レンジ、ガステーブル、調理器具等) ② 決められた調理場所で調理しているか。等	(1) 区条例第15条1 (2) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 設備の整った事業所内で調理していない。	C
	2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好(し)好を考慮したものでなければならない。(区条例)	1 食品の種類及び調理方法は、子どもの身体的状況及び嗜好を考慮しているか。	(1) 区条例第15条3	(1) 子どもの身体的状況及び嗜好を考慮した調理方法で行っていない。	C
	3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。(区条例)	1 合理的な理由の場合を除き、あらかじめ作成された献立に従って調理しているか。 【合理的な理由の具体的事例】 ① 感染症発生に伴う保健所の指示 ② 調理室の改築・修繕 ③ 非常災害等で給食提供が不可能 等 献立に記載された食材(果物を含む)、調味料以外は使用していないか。	(1) 区条例第15条4 (2) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 合理的な理由なくあらかじめ作成された献立に従って調理していない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	4 間食(おやつ)、離乳食、調理員不在時及び緊急時は、区の栄養士が原材料等の安全性を確認した「家庭的保育(保育ママ)市販製品一覧表」〔別冊〕に記載されている市販製品を使用することができる。(給食提供マニュアル)	1 市販製品を使用する際は、「家庭的保育(保育ママ)市販製品一覧表」に基づき提供しているか。 2 「市販製品使用にあたっての留意事項」を確認して、提供しているか。	(1) 給食提供マニュアル第Ⅰ項 (1) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 「家庭的保育(保育ママ)市販製品一覧表」に基づき提供していない。 (1) 「市販製品使用にあたっての留意事項」を確認して、提供していない。	A A
イ 実施の記録	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支、保育の実施の状況及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくなければならない。(区条例)	1 給食の実施内容を記録している帳簿(給食日誌等)があるか。	(1) 区条例第19条	(1) 給食日誌等が作成されていない。	C
ウ 子どもの状況に応じた配慮	健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。(以下省略)(保育所保育指針) アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。(保育所保育指針)	1 子どもの状況に応じた配慮をしているか。 ① 離乳を進める中で様々な食品に少しずつ慣れ食べを楽しむようにしているか。 ② 「給食提供確認書」を用いて、食物アレルギー等の給食提供について、保護者と確認を行い対応しているか。 ③ 家庭で喫食経験のある食品を提供しているか。 ④ 形状や硬さ、ひと口量等は、子どもの喫食に合わせて配慮されているか。等	(1) 保育所保育指針第2章1(2)ア(イ)③、(ウ)②、2(2)ア(イ)④、(ウ)②、第3章1(3)ウ、2(2)ウ (2) 区条例第15条5、第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 給食提供マニュアル第Ⅰ項、第Ⅱ項	(1) 子どもの状況に応じた配慮をしていない。 (2) 子どもの状況に応じた配慮が不十分である。	C B
エ 食事の中止等	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。(区条例)	1 合理的な理由なく、給食を中止していないか。 【合理的な理由の具体的事例】 ① 感染症発生に伴う保健所の指示 ② 調理室の改築・修繕 ③ 非常災害等で給食提供が不可能 等	(1) 区条例第15条4	(1) 合理的な理由なく、給食を中止している。	C
(3) 衛生管理 ア 検便	1 家庭的保育事業者等の職員の職員健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理するものにつき、綿密な注意を払わなければならない。(区条例) 家庭的保育事業者は、基準条例第17条第4項に規定する特に注意を払う健康診断として、年1回以上健康診断及び細菌検査を受診しなければならない。ただし、給食を提供するものにあたっては、月1回以上細菌検査をしなければならない。(区家庭的要綱) 2 事業者は、第47条の健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成して、これを5年間保存しなければならない。(一部省略)(労働安全衛生規則)	1 従事者(調理員・盛り付けその他給食の提供に関する業務を行う者及び補助者、調乳担当者含む)の検便を適切に行っているか。 ① 月1回以上行っているか。 ② 検査項目には、赤痢、サルモネラ、腸管出血性大腸菌(O157等)、腸チフス、パラチフスが含まれているか。 ③ 従事開始前1か月以内に受検の上、結果が判明しているか。 2 検便の検査結果を適切に保管しているか。	(1) 区条例第17条4 (2) 労働安全衛生規則第47条 (3) 区家庭的要綱第3条 (4) 給食提供マニュアル第Ⅰ項 (1) 労働安全衛生規則第51条 (2) 保育ママの手引き	(1) 従事者の検便を適切に行っていない。 (2) その他不足項目がある。 (1) 検査結果を適切に保管していない。	C B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 調理従事者、調乳担当者の健康チェック及び調理室等の点検	1 従事者は、調理及び配膳開始前に「衛生チェックリストⅠ～Ⅳ」〔様式3〕に基づき健康状態をチェックし、記録すること。なお、保育ママは、従事者の健康状態に留意すること。（給食提供マニュアル）	1 従事者は、調理及び配膳開始前に「衛生チェックリスト」に基づき健康状態をチェックし記録しているか。	(1) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 従事者は健康チェックを行い、記録していない。	A
	2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等、食材又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。（区条例）	1 調理・調乳場所、食材、食器等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。 ① 【給食提供における施設・設備等清掃基準】に基づき定期的に清掃、消毒を行っているか。 ② 「衛生チェックリスト」に記録しているか。	(1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 区条例第14条1、第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 調理・調乳場所、食材、食器等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じていない。 (2) 衛生管理チェックリストの自主点検を行い、衛生管理チェックリストを記録していない。	C A
ウ 食中毒事故対策	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等、食材又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。（区条例）	1 食中毒事故の発生予防を行っているか。 ・ 衛生チェックリストに基づき、点検を実施しているか。等	(1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 区条例第14条1、第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。	C
	2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。（雇児総発第0307001号通知） 保育ママは、子どもに提供する全ての食事（午前牛乳、昼食、間食（おやつ）、離乳食）について、安心安全な給食内容であるかどうかを、子どもへ提供する前に必ず喫食し検査する。検査の都度、検査内容「検食者、検食時間、味、異物混入、異味・異臭」を確認し、「乳児食・離乳食給食日誌兼検食簿」〔様式2〕に記録する。検査により適正であれば、給食の提供を許可する（市販製品使用の場合も同様に記録すること）。自園調理は、調整の必要があれば調理員にその内容を伝え、調整後に再度検食し、調整内容を備者に記録し、給食を提供する。（給食提供マニュアル）	1 検食を適切に行っているか。 ① 全ての食事（午前牛乳、昼食、間食（おやつ）、離乳食、市販製品等を含む）を提供する前に検食をしているか。 ② 検食の記録を作成しているか。	(1) 雇児総発第0307001号通知 (2) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 検食を給食提供前に行っていない。 (2) 検食の方法が一部不適切である。 (3) 検食の記録を作成していない。	A A A
	3 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。（区運営基準条例）	1 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。	(1) 区運営基準条例第50条で準用する第32条1(2) (2) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。 (2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。	C B
	4 保育室内で調理した料理については、食中毒が発生した場合に、その原因を調査・追跡できるよう検査用保存食を適切に保存する。（給食提供マニュアル）	1 保育室内で調理した料理について、検査用保存食を適切に保存しているか。 【保存方法】 ・ 50g以上(果物を含む) ・ マイナス15℃以下 ・ 3日間以上(2週間保存することがのぞましい) 等	(1) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 検査用保存食を保存していない。 (2) 検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。	A A
	5 家庭的保育事業者等は、家庭的事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。（区条例）	1 食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しているか。 ・ 年に1回以上実施しているか。	(1) 区条例第14条2 (2) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施していない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
【給食の実施(外部搬入・コンソーシアム)】					
2 食事の提供の状況 (1) 食事の提供の特例 ア 契約	利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。(区条例)	1 調理業務の受託者との契約内容が確保されているか。	(1) 区条例第16条1(1)	(1) 調理業務の受託者との契約内容が確保されていない。	C
イ おやつ及び離乳食の材料の管理	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器、食材又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。(区条例)	1 間食(おやつ)及び離乳食の材料を衛生的に管理しているか。 ① 冷蔵庫の温度が適温(冷蔵庫10℃以下、冷凍庫-15℃以下)であるか。 ② 冷蔵庫内は家庭の食材と隔離して保存しているか。 ③ 市販製品は、提供する前に賞味期限を確認しているか。	(1) 区条例第14条1 (2) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) おやつ及び離乳食の材料を衛生的に管理していない。 (2) おやつ及び離乳食の材料を衛生的な管理が不十分である。	C B
(2) 食事の提供 ア 食事の提供	1 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。(中略)家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。(区条例) * 昼食の温めについては、各「外部搬入ガイドライン」及び「コンソーシアムガイドライン」によること。	1 食事提供のための必要な調理機能の設備を備えているか。 ① 調理設備があるか。(冷蔵庫、冷凍庫、電子レンジ等、調理器具等) ② 調理場所で調理しているか。等	(1) 区条例第16条1 (2) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 食事提供のための必要な調理機能の設備を備えていない。	C
	2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。(区条例)	1 給食は献立に基づき提供しているか。 ・ 献立に記載された食材(果物を含む)、調味料以外は使用していないか。	(1) 区条例第15条1,4 (2) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 献立に基づき給食を提供していない。	C
	3 間食(おやつ)、離乳食、調理員不在時及び緊急時は、区の栄養士が原材料等の安全性を確認した「家庭的保育(保育ママ)市販製品一覧表」〔別冊〕に記載されている市販製品を使用することができる。(給食提供マニュアル)	1 市販製品を使用する際は、「家庭的保育(保育ママ)市販製品一覧表」に基づき提供しているか。 2 「市販製品使用にあたっての留意事項」を確認し、提供しているか。	(1) 給食提供マニュアル第Ⅰ項 (1) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 「家庭的保育(保育ママ)市販製品一覧表」に基づき提供していない。 (1) 「市販製品使用にあたっての留意事項」を確認し、提供していない。	A A
イ 実施の記録	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支、保育の実施の状況及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。(区条例)	1 給食の実施内容を記録している帳簿(給食日誌等)があるか。	(1) 区条例第19条	(1) 給食日誌等が作成されていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 子どもの状況に応じた配慮	<p>健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。(以下省略)(保育所保育指針)</p> <p>アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断に基づき、適切な対応を行うこと。(保育所保育指針)</p>	<p>1 子どもの状況に応じた配慮をしているか。</p> <p>① 離乳を進める中で様々な食品に少しずつ慣れ食べを楽しむようにしているか。</p> <p>② 「給食提供確認書」を用いて、食物アレルギー等の給食提供について、保護者と確認を行い対応しているか。</p> <p>③ 家庭で喫食経験のある食品を提供しているか。</p> <p>④ 形状や硬さ、ひと口量等は、子どもの喫食に合わせて配慮されているか。等</p>	<p>(1) 保育所保育指針第2章1(2)ア(イ)③、(ウ)②、2(2)ア(イ)④、(ウ)②、第3章1(3)ウ、2(2)ウ</p> <p>(2) 区条例第15条5,第25条</p> <p>(3) 区運営基準条例第44条</p> <p>(4) 給食提供マニュアル第Ⅱ項</p>	<p>(1) 子どもの状況に応じた配慮をしていない。</p> <p>(2) 子どもの状況に応じた配慮が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
エ 食事の中止等	<p>調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。(区条例)</p>	<p>1 合理的な理由なく、給食を中止していないか。</p> <p>【合理的な理由の具体的事例】</p> <p>① 感染症発生に伴う保健所の指示</p> <p>② 調理室の改築・修繕</p> <p>③ 非常災害等で給食提供が不可能 等</p>	<p>(1) 区条例第15条4</p>	<p>(1) 合理的な理由なく、給食を中止している。</p>	<p>C</p>
(3) 衛生管理 ア 検便	<p>1 家庭的保育事業者の職員健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。(区条例)</p> <p>家庭的保育事業者は、基準条例第17条第4項に規定する特に注意を払う健康診断として、年1回以上健康診断及び細菌検査を受診しなければならない。ただし、給食を提供するものにあたっては、月1回以上細菌検査をしなければならない。(区家庭的要綱)</p>	<p>1 従事者(調理員・盛り付けその他給食の提供に関する業務を行う者及び補助者、調乳担当者含む)の検便を適切に行っているか。</p> <p>① 月1回以上行っているか。</p> <p>② 検査項目には、赤痢、サルモネラ、腸管出血性大腸菌(O157等)、腸チフス、パラチフスが含まれているか。</p> <p>③ 従事開始前1か月以内に受検の上、結果が判明しているか。</p>	<p>(1) 区条例第17条4</p> <p>(2) 労働安全衛生規則第47条</p> <p>(3) 区家庭的要綱第3条</p> <p>(4) 給食提供マニュアル第Ⅰ項</p>	<p>(1) 従事者の検便を適切に行っていない。</p> <p>(2) その他不足項目がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
	<p>2 事業者は、第47条の健康診断の結果に基づき、健康診断個人票を作成して、これを5年間保存しなければならない。(一部省略)(労働安全衛生規則)</p>	<p>2 検便の検査結果を適切に保管しているか。</p>	<p>(1) 労働安全衛生規則第51条</p> <p>(2) 保育ママの手引き</p>	<p>(1) 検査結果を適切に保管していない。</p>	<p>B</p>
イ 調理従事者、調乳担当者の健康チェック及び調理室等の点検	<p>1 従事者は、調理及び配膳開始前に「衛生チェックリストⅠ」[様式3]に基づき健康状態をチェックし、記録すること。なお、保育ママは、従事者の健康状態に留意すること。(給食提供マニュアル)</p>	<p>1 従事者は、調理及び配膳開始前に「衛生チェックリスト」に基づき健康状態をチェックし記録しているか。</p>	<p>(1) 給食提供マニュアル第Ⅰ項</p>	<p>(1) 従事者は健康チェックを行い、健康チェックを記録していない。</p>	<p>A</p>
	<p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等、食材又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。(区条例)</p>	<p>1 調理、調乳場所、食材、食器等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>① 【給食提供における施設・設備等清掃基準】に基づき定期的に清掃、消毒を行い清潔に保っているか。</p> <p>② 「衛生チェックリスト」に記録しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(1)</p> <p>(2) 区条例第14条1,第25条</p> <p>(3) 区運営基準条例第44条</p> <p>(4) 給食提供マニュアル第Ⅰ項</p>	<p>(1) 調理・調乳場所、食材、食器等の衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じていない。</p> <p>(2) 衛生管理チェックリストの自主点検を行い、衛生管理チェックリストを記録していない。</p>	<p>C</p> <p>A</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食中毒事故対策	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等、食材又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。(区条例)	1 食中毒事故の発生予防を行っているか。 ・ 衛生チェックリストに基づき、点検を実施しているか。等	(1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 区条例第14条1、第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。	C
	2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。(雇児総発第0307001号通知) 保育ママは、子どもに提供する全ての食事(午前牛乳、昼食、間食(おやつ)、離乳食)について、安心安全な給食内容であるかどうかを、子どもへ提供する前に必ず喫食し検査する。 検食の都度、検査内容「検食者、検食時間、味、異物混入、異味・異臭」を確認し、「乳児食・離乳食給食日誌兼検食簿」[様式2]に記録する。(給食提供マニュアル)	1 検食を適切に行っているか。 ① 全ての食事(午前牛乳、昼食、間食(おやつ)、離乳食、市販製品等を含む)を提供する前に検食をしているか。 ② 検食の記録を作成しているか。	(1) 雇児総発第0307001号通知 (2) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 検食を給食提供前に行っていない。 (2) 検食の方法が一部不適切である。 (3) 検食の記録を作成していない。	A A A
	3 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。(区運営基準条例)	1 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。	(1) 区運営基準条例第50条で準用する第32条1(2) (2) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。 (2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。	C B
	4 保育室内で調理した料理については、食中毒が発生した場合に、その原因を調査・追跡できるよう検査用保存食を適切に保存する。(給食提供マニュアル)	1 保育室内で調理した料理について、検査用保存食を適切に保存しているか。 【保存方法】 ・ 50g以上(果物を含む) ・ マイナス15℃以下 ・ 3日間以上(2週間保存することがのぞましい)等	(1) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 保育室内で調理した料理について、検査用保存食を保存していない。 (2) 保育室内で調理した料理について、検査用保存食の保存方法・保存期間等が一部不適切である。	A A
	5 家庭的保育事業者等は、家庭的事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。(区条例)	1 食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しているか。 ・ 年に1回以上実施しているか。	(1) 区条例第14条2 (2) 給食提供マニュアル第Ⅰ項	(1) 食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施していない。	B

家庭的 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>3 健康・安全の状況 (1) 児童健康診断</p>	<p>1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。(区条例)</p> <p>2 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。(保育所保育指針)</p>	<p>1 利用開始前の健康診断を実施しているか。 ① 健康診断の結果を把握しているか。 ② 区の定期健康診査の結果を把握しているか。 ③ 保護者に受診勧奨した記録があるか。</p> <p>2 年度内に2回の健康診断を実施しているか。 ① 健康診断の結果を把握しているか。 ② 区の定期健康診査の結果を把握しているか。 ③ 保護者に受診勧奨した記録があるか。</p> <p>1 健康診断の結果を記録しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(2)イ (2) 区条例第17条1、2、第19条、第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 保育ママの手引き</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章1(2)イ (2) 区条例第17条1、2、第19条、第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 保育ママの手引き</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章1(2)イ (2) 区条例第19条、第25条 (3) 区運営基準条例第44条</p>	<p>(1) 利用開始前の健康診断を実施していない。</p> <p>(2) 年度内に2回の健康診断を実施していない。</p> <p>(1) 健康診断の結果を記録していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>(2) 健康状態の把握</p>	<p>1 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。(保育所保育指針)</p> <p>家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳幼児の健康状況及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。(区条例)</p> <p>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。(区運営基準条例)</p> <p>2 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。(以下省略)(保育所保育指針)</p> <p>家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳幼児の健康状況及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。(区条例)</p> <p>3 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。(保育所保育指針)</p>	<p>1 日々の健康状態を把握しているか。 ① 機嫌が悪いか。抱っこした時にぐずるか。 ② 顔つき、顔色がいつもと違うか。 ③ 涙目、目やに、充血等が見られるか。 ④ 皮膚の状態がいつもと違うか。 ⑤ 手足を動かさずと痛そうにしているか。等</p> <p>1 疾病の疑いや、傷害が認められた場合、保護者に連絡をしているか。</p> <p>1 身長、体重等を定期的に把握しているか。 【定期的の目安】 ・ 3か月に1回とする。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)①、第3章1(1)イ (2) 区条例第26条、第25条 (3) 区運営基準条例第41条、第44条</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章1(1)イ、(3)ア、イ (2) 区条例第25条、第26条 (3) 区運営基準条例第50条で準用する18条、第44条</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章1(1)ア (2) 区条例第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 保育ママの手引き</p>	<p>(1) 日々の健康状態を把握していない。</p> <p>(1) 疾病の疑いや傷害が認められた場合、保護者に連絡をとっていない。</p> <p>(2) 保護者との連絡が不十分である。</p> <p>(1) 身長、体重等を全く把握していない。</p> <p>(2) 身長、体重等を定期的に把握していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

家庭的 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 虐待等への対応	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。（区運営基準条例）	1 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を把握しているか。 ① 表情や反応が乏しく元気がないか。 ② 服装が汚れているか。 ③ 保育者が何気なく手をあげても身構えるか。 ④ 長期欠席や無断欠席をしているか。等	(1) 保育所保育指針第3章1(1)ウ、 (2) 区条例第25条 (3) 区運営基準条例第41条、第44条、第50条で準用する第18条 (4) 児童虐待の防止等に関する法律第5条 (5) 保育ママの手引き	(1) 児童虐待早期発見のために子どもの心身の状態等を把握していない。	C
	2 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関(所管課)と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。（保育所保育指針）	1 欠席理由の把握など虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。	(1) 児童福祉法第25条 (2) 保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3) (3) 区条例第25条 (4) 区運営基準条例第44条 (5) 児童虐待の防止等に関する法律第6条 (6) 区家庭的要綱第17条 (7) 保育ママの手引き	(1) 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に適切に対応していない。 (2) 関係機関(所管課)との連携が図られていない。	C C
(4) 疾病等への対応 ア 体調不良・傷害	保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。（以下省略） (保育所保育指針) 特定地域型保育事業者の職員は、現に保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。（一部省略）（区運営基準条例）	1 体調不良等への対処を適切に行っているか。 ① 体調不良等の際に保護者に連絡しているか。 ② 子どもの事故、体調の急変時に対応するために医療機関等の連絡先を把握しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 区条例第25条 (3) 区運営基準条例第50条で準用する第18条、第44条	(1) 体調不良等への対処を適切に行っていない。	C
イ 感染症	1 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ること。（以下省略）（保育所保育指針）	1 感染症の予防対策を適切に行っているか。 ① タオル等を共用・接触していないか。 ② 衛生面、動線に配慮し、オムツ交換の場所を決めているか。 ③ 登室時、外あそび後、食事前等に石鹸による手洗いを徹底しているか。 ④ 「汚物処理セット」を一式準備しているか。 ⑤ 水遊びの際、排泄の自立していない子どもがプールを共有していないか。等	(1) 保育所保育指針第3章1(3)イ (2) 区条例第25条 (3) 区運営基準条例第44条	(1) 感染症予防対策を適切に行っていない。 (2) 感染症予防対策が不十分である。	C B
	2 家庭的保育事業者等は、家庭的事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。（区条例）	1 感染症が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修、訓練を定期的実施しているか。 ・ 年に1回以上実施しているか。	(1) 区条例第14条2	(1) 感染症の予防及びまん延防止のための研修や訓練を定期的実施していない。	B

家庭的 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>3 社会福祉施設等の施設長は、市町村等の社会福祉施設等主管部に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。（雇児発第0222001号通知）</p>	<p>1 感染症発生時には速やかに所管課に連絡しているか。</p> <p>【報告感染症】</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症 ② インフルエンザ ③ 胃腸炎 ④ ノロウイルス ⑤ 腸管出血性大腸菌 等</p>	<p>(1) 雇児発第0222001号通知 (2) 保育ママの手引き</p>	<p>(1) 所管課との連携・報告が行われていない。</p>	<p>A</p>
<p>ウ アレルギー疾患</p>	<p>アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。（以下省略）（保育所保育指針）</p>	<p>1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。</p> <p>① 「個別取組プラン」により対応を確認しているか。</p> <p>② 「アレルギー等対応依頼書」を作成し、所管課に提出しているか</p> <p>③ 誤食事故等に注意を払っているか。等</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ、3(2)ア、イ (2) 区条例第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 給食提供マニュアル第Ⅱ項</p>	<p>(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。</p> <p>(2) アレルギー疾患への対応が不十分である。</p>	<p>C B</p>
<p>(5) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止</p>	<p>乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。（保育所保育指針）</p> <p>特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発防止をするための措置を講じなければならない。（以下省略）（区運営基準条例）</p>	<p>1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <p>① 子どもの顔色や唇の色が分かるように保育室の明るさを保っているか。</p> <p>② うつ伏せや横向きになったら、チェックの時間でもなくても仰向けに直しているか。</p> <p>③ 午睡中は、保育室内を離れていないか。等</p> <p>2 睡眠チェック表を作成しているか。</p> <p>① 個別にチェックしているか。</p> <p>② 定期的に睡眠チェックを行っているか。 0歳児は5分に1回 1～2歳児は10分に1回</p> <p>③ その都度記録しているか。</p> <p>④ 顔色、呼吸等を見て・触れて確認しているか。</p> <p>⑤ 午前中に、保育室で眠る場合や散歩中にベビーカーで眠る場合も、睡眠チェックを行っているか。等</p>	<p>(1) 保育所保育指針第2章1(3)ア、第3章1(3)イ、3(2)ア、イ (2) 区条例第25条 (3) 区運営基準条例第50条で準用する第18条及び第32条、第44条 (4) 5福祉子保第3004号通知 (5) 保育ママの手引き</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 区条例第25条 (3) 区運営基準条例第50条で準用する第18条及び第32条、第44条 (4) 5福祉子保第3004号通知 (5) 保育ママの手引き</p>	<p>(1) 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。</p> <p>(1) 睡眠時チェック表の記録を作成していない。</p> <p>(2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。</p>	<p>C B C B</p>

家庭的 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>(6) 子どもの安全確保 ア 事故防止</p>	<p>1 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。 (保育所保育指針)</p> <p>特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 (区運営基準条例)</p> <p>① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。 ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p>	<p>1 子どもの事故防止に配慮しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ (2) 区条例第5条6、第25条 (3) 区運営基準条例第50条で準用する第32条1(1)、(2)、第44条 (4) 給食提供マニュアル第I項</p>	<p>(1) 子どもの事故防止に配慮していない。 (2) 子どもの事故防止に配慮が不十分である。</p>	<p>C B</p>
	<p>◎ 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。(区条例)</p>	<p>◎ 保育室内外の安全点検を実施してから、子どもを遊ばせているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、第3章3(2) (2) 区条例第5条6、第25条 (3) 区運営基準条例第44条</p>	<p>(1) 安全点検を実施してから遊ばせていない。 (2) 安全点検が不十分である。</p>	<p>C B</p>
	<p>◎ 口に入れると咽頭部や気管に詰まる等窒息の可能性がある大きさ、形状の玩具や物については、乳児がいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋（平成28年3月 内閣府）</p>	<p>◎ 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。 ① 保育室内や公園等、安全点検を実施してから、子どもを遊ばせているか。 ② 小さいマグネット等を掲示物に使用していないか。 ③ 咽頭部や気管に詰まる大きさの玩具を使用していないか。等</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、第3章3(2) (2) 区条例第25条 (3) 区運営基準条例第44条</p>	<p>(1) 窒息の可能性のある玩具等について定期的に点検していない。 (2) 窒息の可能性のある玩具等の定期的な点検が不十分である。</p>	<p>C B</p>
	<p>◎ 職員は、子どもの食事に関する情報(咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況)について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。 ◎ 過去に誤嚥、窒息などの事故が起きた食材(例:白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等)は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ◎ 果物について、りんご・梨は完了期(1歳6か月)までは加熱して提供する。柿は、完了期(1歳6か月)まではりんごで代用する。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」抜粋(平成28年3月 内閣府)</p>	<p>◎ 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを刻む等配慮して提供しているか。 【給食提供 共通】 ① 子どもの口に合った適切なひと口量で与えているか。 ② 口の中の食べ物を飲み込んだことを確認してから、次の食べ物を口に入れているか。 ③ 1歳6か月までは、柿を提供していないか。また、りんご・梨は、加熱して提供しているか。(すりおろす場合も加熱する)。 【給食提供(自園)】 ぶどうを提供していないか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 区条例第25条 (3) 区運営基準条例第44条 (4) 自園調理ガイドライン</p>	<p>(1) 窒息のリスクとなる食べ物の提供に配慮していない。 (2) 窒息のリスクとなる食べ物の提供に配慮が不十分である。</p>	<p>C B</p>

家庭的 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
		<p>【給食提供(自園、外搬・コンソーシアム)】 パンや肉等、子どもの状態に合わせて刻んでいるか。等</p> <p>【弁当持参(アレルギー等)】 ミニトマト・ぶどう等のカットやパン・肉等の刻みについて保護者に知らせて配慮してもらっているか。等</p>			
	<p>◎ 園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。</p> <p>参考「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>◎ 散歩コースの追加がある場合等で、安全点検を実施していない経路がある場合は、施設等において確実に安全点検を実施し、交通安全の観点から危険があると認められる箇所(例:見通しが悪い場所、交通量の多い交差点等)については、経路の見直し等の対策を講じること。</p> <p>参考「未就学児が日常的に集団移動する経路の交通安全の確保について」(令和6年6月14日付子ども家庭庁成育局安全対策課・子ども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)</p>	<p>◎ 散歩への十分な配慮を行っているか。</p> <p>① 連絡体制が確保されているか。</p> <p>② 安全が確保される人数で出かけているか。</p> <p>③ 散歩での注意(保育ママの手引き)を確認し実施しているか。</p> <p>④ 散歩先の安全点検を実施してから遊ばせているか。</p> <p>⑤ 散歩時の自己評価表を年に2回行っているか。等</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 区条例第25条</p> <p>(3) 区運営基準条例第44条</p> <p>(4) 雇児総発第402号通知</p> <p>(5) 保育ママの手引き</p>	<p>(1) 散歩への十分な配慮を行っていない。</p> <p>(2) 散歩への配慮が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
	<p>◎ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置するとともに、それぞれの役割分担を明確にすること。(以下省略) (府子本第679号通知)</p>	<p>◎ 水遊びの溺れ事故を防ぐため、最初から最後まで子どもから目を離さずに遊ばせているか。等</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 区条例第25条</p> <p>(3) 区運営基準条例第44条</p> <p>(4) 府子本第679号通知</p> <p>(5) 保育ママの手引き</p>	<p>(1) 遊んでいる子どもに目を配っていない。</p>	<p>C</p>
	<p>2 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳幼児の健康状況及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。(区条例)</p> <p>・ファミリー・サポートセンターやベビーシッターを利用する場合等保護者以外の者が迎えにくる場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか。(雇児総発第402号通知[別添-2]1)</p>	<p>◎ 子どもの登降室は保護者等の責任ある人であるかの確認を行っているか。</p>	<p>(1) 区条例第26条</p> <p>(2) 雇児総発第402号通知</p>	<p>(1) 子どもの登降室は保護者等の責任ある人であるかの確認を行っていない。</p>	<p>B</p>
<p>イ 損害賠償保険</p>	<p>特定地域型保育事業者は、子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(区運営基準条例)</p>	<p>1 損害賠償に対する策を講じているか。</p>	<p>(1) 区運営基準条例第50条で準用する第32条4</p> <p>(2) 区家庭的要綱第18条</p>	<p>(1) 損害賠償に対する策を講じていない。</p>	<p>C</p>

家庭的 保育

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 事故発生時の対応	<p>1 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。(以下省略)(保育所保育指針)</p> <p>特定地域型保育事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(区運営基準条例)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、子どもに対する保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(区運営基準条例)</p> <p>以下の事件事故が発覚した場合は所管課に報告すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 首から上の怪我や、病院で受診するような怪我や病気 ・ 見失い、置き去り、閉じ込め、連れ去り等の発生(発生しかけた場合も含む) ・ 虐待や不適切保育の発生(疑いがあると判断した場合も含む) ・ 食物アレルギー事故 ・ 離乳食や乳児食の誤食・誤飲(園での未食食材を含む)、窒息(窒息しかけた様子を含む)、異物混入、賞味期限・消費期限切れ食品の提供 ・ 玩具等の誤飲・窒息(窒息しかけた様子を含む) ・ 誤与薬、与薬もれ ・ 個人情報の紛失、盗難、漏洩等 ・ 救急搬送を要請した事案 ・ 警察に通報した事案 ・ 職員の過失により保護者とのトラブルに発展する可能性がある事案 <p>※保育時間外での在園児の死亡事故や警察へ通報した事案を含む (7足教子幼発第4359号通知)</p>	<p>1 事故が発生した場合に、適切に対応しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【受託児事故簿】に記録しているか。 <p>1 報告対象となる事故を、所管課に速やかに報告しているか。</p> <p>【報告の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 首から上の怪我や、病院で受診するような怪我や病気 ② 見失い、置き去り、閉じ込め、連れ去り等の発生(発生しかけた場合も含む) ③ 虐待や不適切保育の発生(疑いがあると判断した場合も含む) ④ 食物アレルギー事故 ⑤ 離乳食や乳児食の誤食・誤飲(園での未食食材を含む)、窒息(窒息しかけた様子を含む)、異物混入、賞味期限・消費期限切れ食品の提供 ⑥ 玩具等の誤飲・窒息(窒息しかけた様子を含む) ⑦ 誤与薬、与薬もれ ⑧ 救急搬送を要請した事案 ⑨ 個人情報の紛失、盗難、漏洩等 ⑩ 警察に通報した事案 ⑪ 職員の過失により保護者とのトラブルに発展する可能性がある事案 <p>※保育時間外での在園児の死亡事故や警察へ通報した事案を含む</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章1(3)7 (2) 区条例第25条 (3) 区運営基準条例第50条で準用する第32条2、3、第44条 (4) こ成安第45号通知 (5) 6福祉子保第5649号通知</p> <p>(1) 区運営基準条例第50条で準用する第32条2 (2) こ成安第44号通知 (3) 6福祉子保第5649号通知 (4) 区家庭的要綱第5条 (5) 6足教子幼発第4424号通知 (6) 7足教子幼発第4359号通知 (7) 4足教子指発第787号</p>	<p>(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。</p> <p>(2) 事故発生後の対応が不十分である。</p> <p>(1) 事故報告が行われていない。</p> <p>(2) 事故報告が速やかに行われていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

会 計 編

目 次

1	会計の区分	1
2	収入の帳簿記入	1
3	支出の経理処理	1
4	財産に関する書類の保管	1
5	現金の保管	1
6	通帳等の管理	1
7	証憑書類の保管	1
8	給付費等の適正使用	2
9	事業の運営のために支出した物品等の使用	2
10	利用者への料金の説明及び同意	2
11	利用者からの料金の根拠書類の作成	2
12	領収証等の交付	2
13	公定価格等に基づく人件費支出	2

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	平成24年8月22日法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
3	平成26年9月30日条例第54号「足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」	区条例
4	平成26年9月30日条例第55号「足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例」	区運営基準条例
5	平成27年3月31日内閣府告示第49号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」	内閣府告示第49号
6	令和5年5月19日こ成保38、5文科初第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
7	令和6年7月25日6足教子幼発第1500号「臨時休園等に伴う人件費の取り扱いについて」	6足教子幼発第1500号通知
8	昭和50年4月1日規則第6号「足立区補助金等交付事務規則」	区補助金交付規則

家庭的 会計

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 会計の区分	保育の運営に関する収支を他の収支と区分して会計経理の書類を作成しなければならない(収支の書類は、保育の運営のためにどれだけの資金がどのように使われたのかを知るための重要な書類なので、保育と全く無関係な収支を含めないように作成する。)	1 保育の運営に伴う収入及び支出を他と区別して会計経理を行っているか。	(1) 区条例第19条 (2) 区運営基準条例第50条で準用する第33条、第49条	(1) 保育の運営に伴う収支と他の収支が全く区分されていない。 (2) 部分的に無関係な収支が混じっている。	C B
2 収入の帳簿記入	利用者等から保育の運営に関わる収入があった時は帳簿に記入し収入を明らかにしなければならない。	1 利用者等から保育の運営に関わる収入があった時は帳簿に記入し収入を明らかにしているか。	(1) 区条例第19条 (2) 区運営基準条例第50条で準用する第33条、第49条	(1) 収入を帳簿に記入していないために、保育の運営に関わる収入が不明になっている。	C
3 支出の経理処理	支出を帳簿に記入し、保育の運営のためにどうい支出をしたのかを明らかにしなければならない。	1 支出を帳簿に記入し、保育の運営のためにどうい支出をしたのかを明らかにしているか。	(1) 区条例第19条 (2) 区運営基準条例第50条で準用する第33条、第49条	(1) 支出の帳簿を作成していない。 (2) 部分的に不備がある。	C B
4 財産に関する書類の保管	事業に使用するための財産について、その状況がわかるように関係書類を整理保管しなければならない。	1 事業の運営に使われている土地建物の権利書、借地の契約書等の財産に関わる文書、資料を整理保管しているか。	(1) 区条例第19条 (2) 区運営基準条例第50条で準用する第33条、第49条	(1) 保管していない。	C
5 現金の保管	防犯上の観点や事故等で保育の運営に支障が出ないよう、現金収入及び支出用に下ろした現金は安全な場所に保管しなければならない。	1 安全な場所に保管しているか。		(1) 安全な場所に保管していない。	A
6 通帳等の管理	事業に支障をきたすことのないように、通帳、印鑑等の盗難の危険性があるものは、保管に十分注意しなければならない。	1 通帳、印鑑はそれぞれ別の場所に安全に保管しているか。		(1) 人目のつく場所に保管したり、通帳と印鑑を同じ場所に保管している。	A
7 証憑書類の保管	保育の運営に関わる会計経理の証憑書類(レシート等)は帳簿に記載された内容との関連が分かるように整理し保管しなければならない。	1 保育の運営に関わる会計経理の証憑書類(レシート等)を帳簿に記載された内容との関連が分かるように整理し保管しているか。	(1) 区条例第19条 (2) 区運営基準条例第50条で準用する第33条、第49条	(1) 保管していない。 (2) 不備がある。	C B

家庭的 会計

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
8 給付費等の適正使用	給付費等は、教育・保育に要した費用に使用されるべきであり、関係のないものに支出してはならない。	1 偽りその他不正により地域型保育給付費の支払いを受けてはいないか。 2 区補助金を不正に請求していないか。補助要綱を遵守し、目的のために使用しているか。	(1) 留意事項通知第5 (1) 区補助金交付規則第12条、第17条	(1) 不正な受給を目的として意図的に書類を改ざんする等の方法により地域型保育給付費を受けている。 (1) 不正な方法により補助金を受けている。 (2) 補助金を目的のために使用していない。	C B B
9 事業の運営のために支出した物品等の使用	事業の運営に必要なものとして購入した物品は、その事業所で保育の実施のために使用しなければならない。	1 事業の運営に必要なものとして購入した物品は、その事業所で保育の実施のために使用しているか。	(1) 区条例第19条 (2) 区運営基準条例第50条で準用する第33条、第49条	(1) 事業の運営に使用するものとして購入し帳簿に記載している物品等が、保育に使われておらず、専ら他の目的に使用されている。	C
10 利用者への料金の説明及び同意	利用者負担額等の支払を求める際は、あらかじめ、金銭の用途及び額並びに支払を求める理由を書面で明らかにするとともに、保護者に説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし区運営基準条例第43条第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	1 金銭の支払いを求める際は、あらかじめ、用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し文書による、同意を得ているか。	(1) 区運営基準条例第43条6	(1) 利用者負担額等を求める書面が作成されていない。 (2) 書面の内容に不備がある。 (3) 保護者から同意を得ていない。	C B C
11 利用者からの料金の根拠書類の作成	利用料金の根拠となる記録を作成し、料金発生の事由を明らかにしなければならない。	1 利用料金請求のための算定根拠となる記録を作成しているか。(例えば延長保育料金の計算にあたって、登降室時間等を帳簿等に記録しているか。)	(1) 区条例第19条 (2) 区運営基準条例第50条で準用する第33条、第49条	(1) 利用料金の根拠となる記録を作成していない。	C
12 領収証等の交付	保護者から費用の支払を受けた際は、費用に係る領収証を交付しなければならない。	1 現金を受領した際に領収証(受領印を押した集金袋等)を交付しているか。	(1) 区運営基準条例第43条5	(1) 領収証(受領印を押した集金袋等)を交付していない。 (2) 領収証(受領印を押した集金袋等)を一部交付していない。	C B
13 公定価格等に基づく人件費支出	公定価格等に基づく人件費支出について適切に対応しているか。 こども家庭庁「公定価格に関するFAQ」No.212より 災害や感染症が発生し、臨時休園等を行った場合においても、教育・保育の提供体制を維持するため、通常どおり給付費を支給します。各種加算や加減調整の取り扱いについては、その影響を除いた通常の状態に基づいて適用を判断します。なお、通常どおり給付を行い、施設の収入を保証することとしていることから、人件費の支出についても、これを踏まえて適切に対応いただくべきと考えております。	1 公定価格等に基づく人件費支出について適切に対応しているか。	(1) 支援法附則第6条 (2) 内閣府告示第49号 (3) 6足教子幼発第1500号通知	(1) 公定価格等に基づく人件費支出について適切に対応していない。	B